

# 大山町長選挙及び大山町議会議員一般選挙立候補予定者説明会

日 時：令和3年2月21日（日）

午前10時～

場 所：大山町中山農村環境

改善センター

1. 開 会
2. 町選挙管理委員会委員長あいさつ
3. 供託金について（鳥取地方法務局 米子支局）
4. 公職選挙法改正による選挙公営について
5. 選挙の日程について
6. 届出書類等の説明について
7. 選挙郵便について（米子郵便局）
8. 質 疑
9. 閉 会

## 【問合せ先】

〒689-3211 西伯郡大山町御来屋 328 番地 大山町役場内

大山町選挙管理委員会事務局（担当 田内）

電話 0859-54-5201 F A X 0859-54-2702

# 大山町長選挙及び大山町議会議員一般選挙 の選挙名並びに選挙長名について

## 1. 町長

選挙名 大山町長選挙

選挙長 加納 郁生

## 2. 議会議員

選挙名 大山町議会議員一般選挙

選挙長 加納 郁生

## 選挙日程について

日 時	日 程	場 所
2月21日(日) 10:00～	・立候補予定者説明会 ※新型コロナウイルス防止のため、候補予定者を含め2名までの出席	大山町中山農村環境改善センター
4月6日(火) 9:00～12:00	・届出書事前審査 ・選挙公報掲載原稿提出 ・選挙用ビラ関係書類(届書、交付票、見本)提出 ・選挙公営に関する届け出書類(届書、申請書) ※候補者・推薦者の認印(届出書類に使用したもの)をご持参下さい	役場本庁 第2・3会議室
4月13日(火) 8:30～17:00  ※候補者・推薦者の認印(届出書類に使用したもの)をご持参下さい。	立候補届出(選挙期日の告示日) ・立候補届出 ・候補者物品等の交付 ・選挙事務所設置届出 ・出納責任者選任届出 ・選挙立会人届出 ・報酬支給事務員の届出 ・公営施設を使用する個人演説会開催申出開始 ・選挙公報掲載申請期限 ・立候補辞退届出期限 ・選挙公営に関する届書及び申請書 ・選挙運動開始(ただし立候補届出後) 選挙公報の掲載順序を定めるくじの執行 氏名表掲載順序を定めるくじの執行	役場本庁 第3・4会議室
4月14日(水) 8:30～20:00	期日前投票、不在者投票開始(～4/15)	期日前:3箇所 (本庁、中山支所、大山支所) 不在者:本庁のみ
4月15日(木)	・公営施設使用個人演説会開始(4/13届出者のみ) ・選挙立会人届出期限(17:00まで) 選挙立会人のくじの執行及び選挙立会人の告知	本庁
4月16日(金)	・補充立候補届出期限(17:00まで)	本庁
4月17日(土)	・選挙運動最終日(街頭演説は午後8時まで)	
4月18日(日)	投票日 (各投票所の詳細については別紙「投票所一覧」) 開票及び選挙会(20:15～)	投票:町内16投票所 開票:名和農業者トレーニングセンター (大山町名和1247番地1)
4月19日(月)	当選人の告知、告示 当選証書の交付(10:00～)	本庁 2階 第3・4会議室
4月30日(金)	・収支報告書の提出期限 ・供託物の返還、没収	



各 種 届 出 等 一 覧

項 目	届 出 先	期 限	届出に必要な書類
(1) 立候補届	選挙長	4月13日(火) 8:30~17:00まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>候補者届出書 (様式1-1)</li> <li>公職の候補者となることができない者でないことを誓う宣誓書 (様式1-2)</li> <li>戸籍の謄本又は抄本(3か月以内に発行されたもの)</li> <li>供託証明書 (別紙「供託について」参照)</li> <li>所属党派証明書(無所属の場合は不要)(様式1-6)</li> <li>通称認定申請書(必要な場合のみ)(様式1-7) このほかに推薦届出(様式1-3)には次の書類が必要</li> <li>候補者推薦届出承諾書 (様式1-4)</li> <li>推薦届出者の選挙人名簿登録証明書 (様式1-5)</li> </ul>
(2) 選挙事務所設置(異動)届	選挙管理委員会	設置(異動)後直ちに	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙事務所設置(異動)届(様式2-1、2-3) このほかに推薦届出者が設置(異動)するときには次の書類が必要</li> <li>候補者の承諾書(様式2-2、2-4)</li> <li>推薦届出者が複数であるときは、その代表者であることを証明する書面(代表者証明書)</li> </ul>
(3) 公営施設利用の個人演説会開催申出	選挙管理委員会	開催しようとする日の2日前の午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営施設使用個人演説会開催申出書(様式2-12)</li> </ul>
(4) 新聞広告の掲載	広告を掲載しようとする新聞社等	4月17日(土)までに新聞広告ができるように(投票日当日の新聞に掲載することはできない。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新聞広告掲載証明書(様式2-13)</li> </ul>
(5) 選挙運動用通常葉書の交付及び差出	米子郵便局	4月17日(土)までに配達されるように(投票日当日に選挙人に到着するような差出すことはできない。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>候補者用通常葉書使用証明書</li> <li>選挙運動用通常葉書100枚ごとに選挙運動用通常葉書差出票1枚を添付</li> </ul>
(6) 選挙立会人の届出	選挙長	4月15日(木)午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙立会人となるべき者の届出書(兼承諾書)(様式2-11)</li> </ul>
(7) 選挙運動用ビラの届出	選挙管理委員会	立候補届出後	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙運動用のビラ届出書(様式第2号)</li> <li>選挙運動用ビラ証紙交付票(様式第3号)</li> <li>選挙運動用ビラの見本 1種類につき1枚</li> </ul>
(8) 出納責任者選任(異動)届	選挙管理委員会	選任(異動)後直ちに	<ul style="list-style-type: none"> <li>出納責任者選任(異動)届(様式2-5、2-7) このほか推薦届出者が選任したときは次の書類も必要</li> <li>候補者の承諾書(様式2-6、2-8)</li> <li>推薦届出者が複数であるときは、その代表者であることを証明する書面(代表者証明書)</li> </ul>
(9) 選挙事務員等の届出	選挙管理委員会	報酬支給対象の選挙運動員を使用する前に	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬を支給する選挙運動事務員等届出書(様式2-9)</li> </ul>
(10) 選挙運動費用収支報告書	選挙管理委員会	4月30日(金)午後5時まで (この精算届出以後のものについては、収支のあった日から7日以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙運動費用収支報告書(様式2-10)</li> <li>領収書その他の支出を証すべき書面の写し(領収書を徴し難い事情があったときは、その支出の明細書)</li> </ul>



## 選挙運動費用について

### 1. 選挙運動費用の制限額（最高費用額）

選挙管理委員会が告示した額

【町長選挙】 選挙人名簿登録者数×110円+1,300,000円

【議員選挙】 選挙人名簿登録者数÷議員定数×1,120円+900,000円

※今回の選挙の法定限度額は4月13日に告示します。

### 2. 実費弁償、報酬の支給

#### (1) 実費弁償、報酬の額

次ページに掲載している選挙管理委員会で定めた額

#### (2) 報酬を支給できる者の数

候補者1人について、各選挙以下に掲げる数

【町長選挙】 1日につき9人まで（使用できる期間を通じて45人）

【議員選挙】 1日につき7人まで（使用できる期間を通じて35人）

#### (3) 報酬を支給できる期間

立候補届出後、報酬を支給する選挙運動員を選挙管理委員会に届け出た時から選挙の期日前日（4月17日）まで

#### (4) 報酬を支給する選挙運動員の届出

様式2-9「報酬を支給する選挙運動事務員等届出書」により選挙運動員に報酬を支給する前に選挙管理委員会に届出をしてください。

## 選挙運動従事者に支給することができる報酬等の額の決定について

令和3年4月18日執行予定の大山町長選挙及び大山町議会議員一般選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員及び専ら公職選挙法第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の額をそれぞれ次のとおり定める。

令和3年2月1日 議決

大山町選挙管理委員会委員長 加納 郁生

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - (イ) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (ロ) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - (ハ) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
  - (ニ) 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき 12,000円
  - (ホ) 弁当料 1食につき 1,000円 1日につき 3,000円
  - (ヘ) 茶菓料 1日につき 500円
  
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - (イ) 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号（イ）、（ロ）及び（ハ）に掲げる額
  - (ロ) 宿泊料（食料を含まない。） 1夜につき 10,000円



- 3 選挙運動のために使用する事務員 1 人に対し支給することができる報酬の額 1 日につき 10,000 円以内  
専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 人に対し支給することができる報酬の額 1 日につき 15,000 円以内
- 4 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
- (イ) 基本日額 10,000 円以内
- (ロ) 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内

## 選挙公報の申請について

### ○申請上の注意

- ① 掲載文の提出は、令和3年4月6日（火）の届出書類事前審査時とし、様式第1号に委員会が交付する原稿用紙1通、写真2葉を添付して提出する。
- ② 選挙公報に掲載する写真は、立候補の届出の日前6ヶ月以内に上半身（無帽のもの）を撮影したもので、大きさは名刺型とし、電子データでの提出は認めない。また、写真の裏面に候補者の党派及び氏名を記載すること。
- ③ 掲載文は、原稿用紙に黒色の色素により記載し、選挙公報へは、原文のまま掲載する。
- ④ 掲載文を選挙公報に掲載する順序はくじにより、令和3年4月13日（火）午後5時15分から選挙管理委員会が行う。
- ⑤ 掲載文に選挙公報の品位を損なう文言を掲載した場合は、文言の訂正を求める。
- ⑥ 掲載文の提出後の修正は、選挙公報の発行が遅れるなど、他の候補者に迷惑を及ぼす恐れがあるため、原則認めないが、委員会がやむを得ないものと認めた場合に限り、様式第2号による撤回又は様式第3号による修正を認める。
- ⑦ 既に提出した掲載文（写真を含む。）は、事由の如何にかかわらず返付しない。
- ⑧ 候補者は、選挙公報の体裁等について指定することができない。
- ⑨ イラスト、図等の記載は、掲載文全体の2分の1以下でなければならない。

# 選挙運動について

## 【選挙運動とは】

- 選挙運動の定義
- ・候補者の当選を得る目的を持っているということ
  - ・選挙が特定していること
  - ・当選を得るための行為であること
  - ・選挙人に対して行われるものであること

※政治活動・・・政党その他政治団体がその政策の普及宣伝、政治啓発などを行うことであつて、特定の候補者の当選を得るための行為でないもの

## 【選挙運動の期間】

### 1 期間（法 129）

立候補届出が受理されてから原則として投票日の前日まで。届出が受理される前は事前運動として禁止される

### 2 投票日当日でもできる選挙運動

- ・投票所を設けた場所の入口から 300m以外の区域に選挙事務所を設置すること（法 132）
- ・その選挙事務所を表示するために、その場所でポスター、立札、看板の類を通じて 3 個及びちょうちん 1 個を掲示すること（法 143）
- ・選挙運動の期間中適法に掲示された選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと（法 143）

### 3 事前運動の禁止

事前運動とは、立候補届出前に選挙運動を行うことであり、公職選挙法では禁止されている

※違反とならない事前運動

#### (1) 立候補のための準備行為

- ・届出書類の作成、供託
- ・立候補の瀬踏み行為…投票依頼の意思が全くないものに限る
- ・選考会、推薦会の開催…あらかじめ特定の人を決めておいて、単に了承させるといった場合は選挙運動になる
- ・後援会の結成

(2) 選挙運動のための準備行為

- ・ 政党の公認を求めること
- ・ 選挙運動資金の調達
- ・ 事務所、自動車、個人演説会場、拡声機等の借入れの内交渉
- ・ 出納責任者、運動員、事務員等の内交渉
- ・ 立札、看板、ポスター等の作成
- ・ 演説会での演説依頼の内交渉
- ・ 選挙公報などの原稿作成
- ・ 選挙運動の方法の協議

※立候補の準備の名を借りて、これに投票を得る目的を加味した行為（多数の者に内交渉するなど）は事前運動として禁止される

## 【選挙運動のできない人】

(1) 選挙事務関係者（法 135）…投票管理者、選挙長

※投票立会人、選挙立会人は制限なし

(2) 特定の公務員（法 136）…選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官  
会計検査官、徴税吏員等

(3) 公務員等…一般職の国家公務員、地方公務員、地方教育公務員は一定の区域において禁止されている（国家公務員法、地方公務員法等）

(4) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（法 136 の 2）

国若しくは地方公共団体等のすべての公務員は、職務上の組織や許認可等の権限を利用して選挙運動をしてはならない

(5) 年齢満 18 歳未満の者（法 137 の 2）…労務の提供は可能（単純かつ機械的労務のみ）

(6) 選挙犯罪者等（法 137 の 3）…選挙または政治資金にかかる犯罪により選挙権および被選挙権が停止されている者

## 【選挙事務所】

選挙事務所とは、選挙に際し、特定の候補者の選挙運動に関する事務を取り扱ういっさいの場所的設備

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 設置及び異動  | 候補者またはその推薦者が届出をしなければならない<br>異動または廃止したときも届出が必要 |
| (2) 選挙事務所の数 | 候補者 1 人につき 1 箇所（共同設置でも良い）                     |
| (3) 異動回数    | 一日一回しかできない（一日に二回以上選挙事務所を移動すると違反になる）           |

- (4) 選挙事務所の表示 選挙事務所を表示するためのものに限る  
選挙事務所の所在する場所で使用する  
掲示できるもの
- ・ポスター、立札、看板の類  
(350cm×100cm 以内の規格で合計 3 個以内)
  - ・ちょうちんの類  
(高さ 85cm×直径 45cm 以内の規格で 1 個)
- (5) 設置場所 制限は無いが、投票日当日は投票所を設けた場所の入口から直線距離で 300m 以内の区域にある選挙事務所は廃止するか、または移動させなければならない(どちらの場合も異動届が必要)

## 【文書図画による選挙運動】

### 1 文書図画による選挙運動の概要

一般的に物体に記載された意思の表示であって、文字その他の発音記号によって表示されたものを文書といい、象形によって表示されたものを図画という

- (1) 頒布できるもの 選挙運動用ハガキに限られる  
※例外 新聞広告、選挙公報、証紙を貼ったビラ
- (2) 掲示できるもの
- ・選挙事務所用のポスター、立札、ちょうちん、看板の類
  - ・選挙運動用自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん、看板の類
  - ・候補者が使用する胸章、腕章、たすきの類
  - ・個人演説会場で演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん、看板の類
  - ・選挙運動用ポスター

### 2 選挙運動用ビラ

- (1) 配布枚数及び種類 【町長選挙】5,000 枚 (2 種類) 【町議会議員選挙】1,600 枚
- (2) 規 格 縦 29.7cm×横 21cm 以内
- (3) 掲載できる内容 原則として制限なし(選挙名、候補者名、顔写真なども掲載可)  
※掲載する際には選挙管理委員会の発行する証紙を貼らなければならない  
※ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載しなければならない

- (4) 配布できる場所
- ・候補者の選挙事務所内
  - ・個人演説会の会場
  - ・街頭演説の場所
  - ・新聞折り込み
- (5) 申請の手続き
- ・提出書類
    - ・選挙運動用ビラ届出書（様式第2号）
    - ・選挙運動用ビラ交付票（様式第3号）
    - ・ビラの見本1部（2種類のビラの場合は各1部）
  - ・提出期限
 

令和3年4月6日(火) 届出書類事前審査時  
 ※ビラ証紙は4月13日(火)にお渡しします。

### 3 選挙運動用ポスター

- ・掲示できる枚数
 

ポスター掲示場の数（139ヶ所）  
 ※19～21 ページ「ポスター掲示場一覧」参照  
 張替えは自由（ただし投票日前日まで）
- ・検印または証紙
 

不 要
- ・掲示場所
 

ポスター掲示場以外の場所に掲示することはできない
- ・規 格
 

タブロイド型（長さ 42cm×幅 30cm 以内）
- ・掲示方法
 

立候補届の手続き完了後、届出順に定められた区画1ヶ所につき1枚に限られる
- ・記載内容
 

虚偽事項の公表、利害誘導等、他の禁止規定や罰則に触れない限り特に制限はない  
 ※掲示責任者及び印刷者の住所、氏名を記載しなければならない
- ・その他
 

公費負担

### 4 選挙運動用通常葉書（法 142、公職選挙郵便規則）

必ず郵便で送付、手渡しは不可

- ・枚 数
 

【町長選挙】 2, 500枚      【町議選挙】 800枚
- ・入手と発送
 

立候補届出の際に選挙長から交付される「候補者用通常葉書使用証明書」を、選挙運動期間中に、米子郵便局に提示して葉書の交付を受け、「差出票」を添えて発送すること  
 ※ポストに投函することはできない
- ・私製葉書の使用
 

手持ちの私製葉書を証明書とともに米子郵便局に差し出す  
 （郵便局で選挙用の表示をしてもらってください）
- ・記載内容
 

利害誘導その他罰則にふれない限り、制限なし
- ・譲渡の禁止
 

通常葉書は他人に譲り渡すことはできない

## 5 新聞広告（法149）

新聞を利用しての選挙運動は、法定の新聞広告のみ、これ以外は一切禁止

- ・回数 選挙運動期間中2回
- ・内容等 スペースは、横9.6センチメートル、縦2段組以内  
政見、経歴等内容は自由だが、色刷りはできない
- ・費用 費用は候補者負担、選挙運動費用に加算される
- ・その他 「新聞広告掲載証明書」を、希望する新聞社へ広告文の原稿とともに提出

## 【言論による選挙運動】

### 1 言論による選挙運動の概要

○言論による選挙運動で禁止されているもの

- ・放送施設の利用
- ・候補者以外の者が開催する演説会
- ・戸別訪問

○言論による主な運動方法

- ・個人演説会
- ・街頭演説
- ・個々面接…路上でたまたま出会った知人や友人に投票を依頼すること  
(事前運動・投票日当日は禁止)
- ・電話による選挙運動 (事前運動・投票日当日は禁止)

### 2 個人演説会（法161～164の4）

候補者の政見の発表、選挙人に対する投票依頼などの選挙運動のために候補者自身が開催するもの

- ・開催回数 制限無し
- ・施設 ア 公営施設（18ページ参照）で開催する場合
  - ・1回に限り無料 ・1回につき5時間以内
  - ・開催日2日前までに選挙管理委員会に立候補者が届け出ることイ その他の施設で開催する場合（個人所有の住宅・施設等）
  - ・所有者の承諾が必要、時間制限無し
  - ・選挙管理委員会へ届出の必要なし
- ・会場で掲示できる文章図画（法143、令110）
  - 会場内部 ア ポスター、立札、看板の類  
縦273cm 横73cm以内 数に制限なし
  - イ ちょうちん  
高さ85cm 直径45cm以内 内部外部通じて1個のみ

- 会場外部    ア   ポスター、立札、看板の類  
                         縦 273 c m   横 73 c m以内           通じて 2 個  
                         イ   ちょうちん  
                         高さ 85 c m   直径 45 c m以内   内部外部通じて 1 個のみ

・ 個人演説会場での文書図画の頒布の禁止（法 142）

※選挙における証紙を貼ったビラのみ可

### 3 街頭演説（法 164 の 5、164 の 7）

建物や施設を使わないで、街頭やこれに類する場所（公園、空き地等）で不特定多数の人に対して行う演説

- ・ 実施方法           選挙管理委員会が交付した標記を掲げて行うこと  
                         移動してはいけない…必ずとどまって行うこと  
                         （歩きながら又は自動車で走りながらの「流し演説」は許されない）  
                         その場で選挙運動ができる人数は 15 人に限られる  
                         （選挙管理委員会が交付した腕章を着用すること）  
                         時間は午前 8 時から午後 8 時まで  
                         頒布できるビラは選挙における証紙を貼ったビラのみ

### 4 その他言論による選挙運動

- ・ 個々面接           路上でたまたま出会った知人や、バスや電車の中で行き会った友人などに、  
                         投票を依頼する行為  
                         ※戸別訪問とならないように注意すること
- ・ 電話による選挙運動  
                         電話による選挙運動は可能  
                         ※ただし選挙運動期間のみ

## 【その他の選挙運動】

### 選挙運動用自動車、拡声機

#### (1) 自動車

- ・ 候補者 1 人につき 1 台
- ・ 選挙管理委員会から交付された標識（表示物）を前面の見やすいところに掲示する
- ・ 使用できる車種       ・ 乗車定員 10 人以下の乗用車  
                               ・ 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車  
                               ・ 四輪駆動式の自動車で車両重量 2 t 以下のもの  
                               （上記は上部、側面又は後面の全部又は一部があいたままになっているものは使用できない）
- ・ 小型貨物自動車



- ・乗車人数 候補者、運転手（1人に限る）、及び乗車用腕章をつけた運動員4人だけ
- ・走行中の自動車の上では選挙運動はできない（連呼行為のみ可）
- ・取り付けて使うことができる文書図画（法143）  
ポスター、立札、看板の類  
縦273cm、横73cm以内 数に制限なし  
ちょうちんの類  
高さ85cm、直径45cm以内 1個だけ  
※記載内容に制限はないが、道路交通法違反に注意すること
- ・選挙カーの使用申請について  
平成31年の道路交通法改正により、ルーフキャリーの枠内のものは、申請不要になった。ただし、その他の方法の場合は、設備外積載申請が必要になるかもしえま  
せんので、下記のところに連絡し確認してください。  
また、審査については、書類のみなつたそうです。

受付場所 琴浦大山警察署 交通課（0858-49-8110）

## (2) 選挙運動用拡声機（法141）

- ・使用できる数は1そろいだけ  
※個人演説会の会場ではもう1そろい使用ができる
- ・選挙管理委員会から交付された表示物を、送話口の下部に取り付けること

## 【選挙運動のその他の行為の制限】

### 1 戸別訪問の禁止（法138）

「選挙に関し、投票を得る目的、投票得させる目的または投票を得させない目的で、計画的に連続して戸別に選挙人の居宅を訪問すること」

- ・選挙運動の期間を問わず禁止されている
- ・会社、工場等でも戸別訪問となる
- ・家屋の出入口、庭先でも訪問となる
- ・相手が不在、あるいは面会を断られても訪問となる
- ・候補者、運動員ばかりでなく、第三者でもできない

### 2 署名運動（法138の2）

選挙に関し、投票を得る目的、投票を得させる目的または得させない目的で、有権者に対し署名運動することは禁止されている

### 3 人気投票の公表の禁止（法138の3）

選挙に関し、公職につくべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表することはできない

#### 4 飲食物の提供の禁止

何人も選挙運動に関して飲食物（料理、酒、ビール、ジュース等）の提供は禁止  
例えば選挙事務所開きに酒やビールを提供することも違反となる

##### 例外1 湯茶、菓子の提供（法139）

湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子は提供できる

例 せんべい、まんじゅうなど、いわゆるお茶うけ程度のもの

##### 例外2 選挙事務所での弁当の提供（法139、197の2等）

相手方は選挙運動員、事務員、車上運動員、労務者に限られる  
提供できる場所は選挙事務所内のみ

数の制限 3食×15人×5日＝225食

金額の制限 一食につき1,000円、一日につき3,000円

#### 5 氣勢を張る行為の禁止（法140）

サイレンを鳴らしたり、ちんどん屋を雇って練り歩かせることは禁止

#### 6 連呼行為（法140の2）

選挙のために連呼行為をすることは原則として禁止されている

・連呼行為ができる場合（法140の2の1）

個人演説会場、街頭演説会場、演説の場所

午前8時から午後8時までの選挙運動用自動車上での「流し連呼」

### 【インターネット選挙運動の解禁】（法142の3から142の7）

インターネットを利用した選挙運動を一部解禁する法改正が平成25年4月に行われ、誰でも、自分のメールアドレス等の連絡先を表示した上で、ウェブサイト等で選挙運動を行うことができるようになった。（ただし、有料のインターネット広告の利用は不可）

電子メールを使用することができるのは、候補者に限られ、その送信先も事前に送信を同意するなどした人に限られる。

なお、インターネットに限らず、選挙に関しての虚偽の事項を公表すると処罰される。

### 【選挙期日後の問題】

#### 1 請負等をやめない場合の当選人の失格（法104）

選挙における当選人で、当町に対し請負関係にある者は、速やかにその請負をやめ、かつ、当選の告知を受けた日から5日以内に選挙管理委員会に、その請負関係を有しなくなった旨の届出をしなければ、当選を失うことになる。

## 2 選挙期日後のあいさつ行為の制限（法 178）

選挙の期日後に有権者に対して、当選又は落選に関しあいさつをする目的で次の行為をすることはできない。

- (1) 選挙人に対して個別訪問をすること
- (2) 文書図画を頒布し、又は掲示すること

※ただし、自筆の信書及び有権者からもらった当選の祝辞等の返信は自筆でも印刷でも差し支えない。また、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画は可能

- (3) 新聞、雑誌などを利用すること
- (4) 放送設備を利用して放送すること
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること
- (6) 自動車を連れ又は隊を組んで往来するなど、氣勢を張る行為をすること
- (7) 当選したお礼に当選人の氏名又は政党、政治団体の名称を言い歩くこと

## 3 供託物の取扱い（法 93）

供託物の返還

法定得票数（供託物の没収点）以上の得票があれば、供託物は返還される。

$$\text{【町長】} \underline{\text{法定得票数}} = \underline{\text{有効投票総数}} \times \underline{1/10}$$

$$\text{【町議会議員】} \underline{\text{法定得票数}} = \underline{\text{有効投票総数}} \div \underline{16} \times \underline{1/10}$$

選挙管理委員会から供託所と法定得票数を得たことの証明書の交付を受けて供託先に提出する（5月3日以降に証明書を発行します。）

※参考図書「地方選挙の手引（令和3年版）」

・選挙運動について 70～195 ページ

・選挙に関する犯罪と罰則 259～282 ページ

をよくお読みください。

## 個人演説会開催可能な公営施設一覧

施設名	住所	電話	問い合わせ先
中山小学校	大山町下甲 1022	0859-54-5211	教育委員会 (幼児・学校教育課)
中山中学校	大山町下甲 951-1		
名和小学校	大山町名和 610		
名和中学校	大山町名和 648		
大山小学校	大山町佐摩 340		
大山西小学校	大山町末長 81-1		
大山中学校	大山町所子 313		
中山公民館	大山町塩津 368	0858-58-2334	中山公民館
名和公民館	大山町御来屋 263-1	0859-54-2688	名和公民館
大山公民館（所子分館）	大山町末長 269-1	0859-53-3003	大山公民館
こうれいコミュニティセンター	大山町妻木 582-1	0859-53-4167	こうれいコミュニティセンター
大山農村環境改善センター	大山町今在家 611	0859-53-8139	大山農村環境改善センター
中山農業者トレーニングセンター	大山町下甲 1022-5	0858-58-3967	中山農業者トレーニングセンター
中高集会所	大山町平木 298-1	0859-53-3865	中高ふれあい文化センター
中山農村環境改善センター	大山町下甲 1120	0858-58-6124	中山農村環境改善センター
人権交流センター	大山町茶畑 1077-3	0859-54-2286	人権交流センター
保健福祉センターだいせん	大山町末長 503	0859-53-5018	保健福祉センターだいせん
老人福祉センター	大山町末長 269-1	0859-53-3003	大山公民館
中山温泉館生活想像館	大山町赤坂 708-1	0858-49-3330	中山温泉館生活想像館

※福祉センター名和については、新型コロナウイルスワクチン接種会場ですので、使用はできません。

# ポスター掲示場一覧表（中山地区）

（参考：令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙時）

大山町選挙管理委員会

投票区名	一連番号	ポスター掲示場の設置場所	
		所在地（鳥取県西伯郡大山町）	設置位置の表示
中山第1投票区	1	羽田井170番地（羽田井）	徳永栄一郎氏宅前町道沿い
中山第1投票区	2	束積293番地（束積）	上中山コミュニティーセンター横畑町道沿い
中山第1投票区	1	羽田井170番地（羽田井）	徳永栄一郎氏宅前町道沿い
中山第1投票区	2	束積293番地（束積）	上中山コミュニティーセンター横畑町道沿い
中山第1投票区	3	八重1番地（八重）	八重広場フェンス町道沿い
中山第1投票区	4	樋口107番地（樋口）	樋口集会所フェンス町道沿い
中山第1投票区	5	石井垣172番地（石井垣）	石井垣集会所施設南側町道沿い
中山第1投票区	6	羽田井1418番地（報国）	報国集会所前町道沿い
中山第1投票区	7	羽田井1703番地（萩原）	旧分校跡地北側町道沿い
中山第2投票区	8	田中1055番地（阿弥陀山）	佐伯和範氏ブロック塀国道沿い
中山第2投票区	9	田中110番地（金屋）	山口登氏宅ブロック塀町道沿い
中山第2投票区	10	田中693番地（下田中1区）	下田中児童館入口フェンス町道沿い
中山第2投票区	11	田中1029番地2（中林）	下田中老人憩の家
中山第2投票区	12	田中713番地（浜ノ上団地）	浜ノ上(新)団地集会所フェンス町道沿い
中山第2投票区	13	御崎86番地（北御崎）	組嶽寛正氏宅ブロック塀町道沿い
中山第2投票区	14	田中825番地（植松）	旧下中山保育所プール南側フェンス町道沿い
中山第3投票区	15	潮音寺98番地（潮音寺）	潮音寺公民館前町道沿い
中山第3投票区	16	栄田359番地（栄田）	西山祐史氏宅ブロック塀町道沿い
中山第3投票区	17	田中637番地（中山口）	中山口駅前町道沿い
中山第3投票区	18	田中509番地（田中）	手嶋誠氏宅ブロック塀道路沿い
中山第3投票区	19	下甲290番地（赤坂）	鳥取西部農協中山支所車庫塀町道沿い
中山第3投票区	20	赤坂320番地（赤坂）	野間英男氏宅ブロック塀町道沿い
中山第3投票区	21	下甲448番地（下甲）	池上明光氏所有畑町道沿い
中山第3投票区	22	赤坂717番地（ナスパルタウン）	社会福祉協議会前交差点南側
中山第4投票区	23	下甲777番地（曲松）	渡邊義明氏宅南側空地町道沿い
中山第4投票区	24	塩津993番地（塩津）	塩津集落広場町道沿い
中山第4投票区	25	塩津902番地（中尾）	旧コーナン跡地東側町道沿い
中山第4投票区	26	塩津368番地（中尾）	中山公民館前町道沿い
中山第4投票区	27	上市246番地1（下市駅前）	北川明生宅県道側ブロック塀
中山第4投票区	28	住吉156番地（さざんか台団地）	さざんか台団地入口
中山第4投票区	29	退休寺168番地（退休寺）	島津義昌氏宅ブロック塀町道沿い
中山第5投票区	30	住吉653番地（殿河内）	殿河内集会所駐車場フェンス町道沿い
中山第5投票区	31	上市107番地（上市）	井上貴久氏宅東側町道沿い
中山第5投票区	32	岡613番地（岡）	岡龍雲寺前町道沿い
中山第5投票区	33	下市40番地（下市）	氏巧氏宅車庫県道沿い
中山第5投票区	34	松河原287番地（松河原）	松河原広場町道沿い
中山第5投票区	35	松河原175番地（松河原）	デオデオ中山店東側空地県道沿い
中山第5投票区	36	長野743番地（長野）	長野集落広場フェンス道沿い
中山第5投票区	37	高橋1166番地（高橋）	高橋入口町道沿い
中山第5投票区	38	殿河内758番地（林ノ峯）	林ノ峯公民館北側バス停横県道沿い
中山第5投票区	39	松河原1334番地（庄田）	庄田公民館入口町道沿い
中山第5投票区	40	下市843番地（大中尾）	大中尾スクールバス停県道沿い
中山第6投票区	41	下市855番地36（二本松）	二本松集会所入口県道沿い

# ポスター掲示場一覧表（名和地区）

（参考：令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙時）

大山町選挙管理委員会

投票区名	一連番号	ポスター掲示場の設置場所	
		所在地（鳥取県西伯郡大山町）	設置位置の表示
名和第1投票区	42	豊成748番地（上木料）	小西正記氏宅ブロック塀
名和第1投票区	43	豊成1049番地2（上前谷）	林原龍之介氏宅ブロック塀
名和第1投票区	44	豊成985番地（下前谷）	下前谷入口町管灯5番横
名和第1投票区	45	豊成（下木料）	下木料集会所西側空地
名和第1投票区	46	豊成165番地（下木料）	福田順一氏宅前
名和第1投票区	47	倉谷471番地（倉谷）	吉野しなこ氏宅ブロック塀
名和第1投票区	48	小竹610番地（小竹）	竹村秀明氏宅ブロック塀
名和第1投票区	49	小竹335番地（峯小竹）	野間静子氏宅ブロック塀
名和第1投票区	50	東坪1075番地（上坪東）	高見政美氏宅板塀
名和第1投票区	51	東坪1165番地1（上坪西）	上坪西集落広場フェンス
名和第1投票区	52	東坪209番地（下坪）	塗野淑子氏宅ブロック塀
名和第1投票区	53	豊成2624番地（楽仙）	楽仙農業集落センター横路肩
名和第1投票区	54	東坪2463番地（陣構）	旧陣構分校フェンス
名和第2投票区	55	西坪167番地（西坪）	松堀稔氏宅ブロック塀
名和第2投票区	56	西坪81番地（ひかりが丘）	ひかりが丘団地入口
名和第2投票区	57	西坪551番地（駅前）	御来屋駅前路肩
名和第2投票区	58	御来屋156番地（御来屋東区）	小倉興産駐車場横
名和第2投票区	59	御来屋28番地（御来屋1区）	御来屋1区公民館西側臨港道路ガードレール
名和第3投票区	60	御来屋203番地（みどり区）	みどり区公民館敷地
名和第3投票区	61	御来屋513番地（御来屋南区）	名和神社参道顕彰碑横
名和第3投票区	62	御来屋643番地4（御来屋11区）	名和橋東県道名和線添 阪本つたこ氏所有地
名和第3投票区	63	名和610番地（新坪田）	名和小学校グラウンド町道沿い
名和第4投票区	64	門前1115番地（下大山）	木村正道氏宅横
名和第4投票区	65	門前97番地（門前）	勝部美恵子氏宅ブロック塀
名和第4投票区	66	名和28番地（坪田1区）	農村広場フェンス
名和第4投票区	67	名和1393番地（東谷）	林原馨氏宅前
名和第4投票区	68	加茂3467番地2（梶原）	旧フードショップはやしばら南側
名和第4投票区	69	加茂240番地（梶原）	田中明氏宅納屋板塀
名和第4投票区	70	加茂971番地（旧奈和）	旧奈和公民館前
名和第4投票区	71	加茂673番地（栃原）	瀧正和氏宅前
名和第4投票区	72	門前957番地（上大山）	旧大山農場分校前
名和第4投票区	73	門前1592番地（営団）	営団作業場前
名和第4投票区	74	門前2288番地（渡道）	渡道公民館前
名和第4投票区	75	加茂2054番地（神田）	岡靖真氏宅前
名和第5投票区	76	大塚805番地（大雀）	遠藤孝一氏宅ブロック塀
名和第5投票区	77	富長772番地（富長西）	富長部落広場
名和第5投票区	78	富長652番地（富長中）	国谷則文氏宅塀
名和第5投票区	79	富長74番地（富長東）	国谷恭三氏宅ブロック塀
名和第5投票区	80	古御堂406番地（文珠領）	鍋倉治子氏宅ブロック塀
名和第5投票区	81	古御堂177番地（古御堂）	旧庄内小学校県道添フェンス
名和第5投票区	82	大塚603番地（塚根）	故遠藤幸枝氏宅納屋前
名和第5投票区	83	大塚1070番地（福田）	福田多目的共同施設前空地
名和第5投票区	84	押平714番地（古原）	船越節子氏宅ブロック塀
名和第5投票区	85	押平565番地（中村）	中原正男氏畑ブロック塀
名和第6投票区	86	高田1919番地（新高田）	新高田公民館向かい
名和第6投票区	87	茶畑123番地（茶畑）	谷英敏氏宅ブロック塀
名和第6投票区	88	茶畑348番地（茶畑）	金田武徳氏宅前物置横
名和第6投票区	89	押平167番地（押平）	故谷悟氏宅ブロック塀
名和第6投票区	90	押平20番地（押平1区）	荒神さん前
名和第6投票区	91	押平84番地10（押平2区）	押平中央集会所前
名和第6投票区	92	高田1099番地（上福）	旧押平児童館フェンス
名和第6投票区	93	高田165番地（西高田）	谷上稔氏宅ブロック塀
名和第6投票区	94	高田624番地（東高田）	角田隆志氏宅ブロック塀
名和第6投票区	95	高田497番地2（上高田）	高田堤南側故桑本昭氏所有空地
名和第6投票区	96	高田1476番地（南高田）	南高田集会所前

# ポスター掲示場一覧表（大山地区）

（参考：令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙時）

大山町選挙管理委員会

投票区名	一連番号	ポスター掲示場の設置場所	
		所在地（鳥取県西伯郡大山町）	設置位置の表示
大山第1投票区	97	神原150番地（神原）	河原孝文氏宅ブロック塀
大山第1投票区	98	中高31番地（上中高）	金田洋子氏宅杭置場柱
大山第1投票区	99	中高385番地（中高1区）	中高隣保館ブロック塀
大山第1投票区	100	野田40番地1（野田）	大江量基氏宅ブロック塀
大山第1投票区	101	平木112番地（平木）	門脇錠二氏宅ブロック塀
大山第2投票区	102	唐王706番地（唐王）	下嶋一正氏所有の畑
大山第2投票区	103	末長48番地（末長）	松原克明氏宅ブロック塀
大山第2投票区	104	末吉535番地（末吉）	末吉集落多目的広場フェンス
大山第2投票区	105	所子370番地（所子）	武道館グラウンド敷地
大山第2投票区	106	清原40番地4（清原）	清原部落公民館前庭
大山第2投票区	107	国信552番地15（大山口）	大山口駅前駐車場県道沿い
大山第2投票区	108	福尾497番地（福尾）	金田千秋氏宅敷地
大山第2投票区	109	国信950番地（國信）	中嶋豊氏宅ブロック塀
大山第3投票区	110	莊田642番地（莊田）	田中重昭氏宅ブロック塀
大山第3投票区	111	妻木582番地（妻木）	旧高麗保育所フェンス
大山第3投票区	112	稲光20番地1（稲光）	岡田幸正氏所有地
大山第3投票区	113	保田10番地（保田）	検討中
大山第2投票区	114	上万1150番地9（あずみの郷）	あずみの郷入口 ゴミ置場の左
大山第3投票区	115	安原173番地（安原）	安原農村公園内
大山第3投票区	116	富岡10番地（富岡）	入江一磨氏宅板壁
大山第3投票区	117	長田1312番地（長田）	長田浄水場ブロック塀横
大山第3投票区	118	上万462番地（上万）	谷野納氏宅ブロック塀
大山第3投票区	119	上万195番地（上万）	上万農機具倉庫横
大山第3投票区	120	平田116番地2（平田）	谷田裕之氏所有の畑
大山第4投票区	121	平195番地（平）	金田茂之氏宅ブロック塀
大山第4投票区	122	宮内1032番地2（宮内）	西郷耕司氏所有の畑
大山第4投票区	123	坊領1813番地（坊領）	田中祖氏所有の畑
大山第4投票区	124	佐摩340番地（佐摩）	大山小学校フェンス
大山第4投票区	125	今在家115番地1（今在家）	谷野義幸氏倉庫横
大山第4投票区	126	前790番地（前）	阿弥陀堂広場フェンス
大山第4投票区	127	豊房322番地2（蔵岡）	蔵岡農村公園内
大山第4投票区	128	豊房1585番地（原）	原自治会公民館前庭
大山第4投票区	129	豊房1374番地（別所）	別所農村公園内
大山第4投票区	130	豊房1005番地（畑）	畑部落倉庫板壁
大山第4投票区	131	飯戸678番地（飯戸）	飯戸集落公園フェンス
大山第4投票区	132	飯戸1046番地1（種原）	種原部落公民館前庭フェンス
大山第4投票区	133	赤松197番地2（明間）	明間集会所
大山第5投票区	134	大山39番地40（大山）	大山自治会館
大山第6投票区	135	赤松937番地（赤松）	鷲見寛幸氏宅敷地内
大山第6投票区	136	赤松2005番地（一の谷）	加藤利勝氏宅ブロック塀
大山第6投票区	137	赤松2459番地6（下禰原）	東トキエ氏宅ブロック塀
大山第7投票区	138	豊房2052番地26（香取上）	川床別れバス停横（香取農協敷地）
大山第7投票区	139	加茂3671番地（香取弥生）	兵郷修氏宅前